５．（略）
６．第五面関係
①　第五面は、共同住宅等又は複合建築物（複合建築物の非住宅部分の認定を除く。）に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
②　（略）
③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
⑴　（略）
⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
⑶　「誘導ＢＥＩ」は、誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「誘導ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
⑷　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロの基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れて記載してください。
（削る）
④　（略）
７．（略）
様式第三十五（第二十七条関係）（日本産業規格Ａ列４番）
（略）
１．～３．（略）
４．申請の対象とする範囲
□建築物全体
□建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）
□複合建築物の非住宅部分
□複合建築物の住宅部分
５．（略）
（略）

５．（略）
６．第五面関係
①　第五面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）」を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
②　（略）
③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
⑴　（略）
⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
⑶　「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「ＢＥＩ」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
（新設）
④　【５．住戸に係る認定の申請の有無】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合であって当該住戸について認定の申請を行う場合には「有」のチェックボックスに、行わない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
⑤　（略）
７．（略）
様式第三十五（第二十七条関係）（日本産業規格Ａ列４番）
（略）
１．～３．（略）
４．申請の対象とする範囲
□建築物全体
□建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）
□建築物の一部（住戸の部分）
□建築物の一部（非住宅部分）
５．（略）
（略）